

安八町告示第87号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年6月12日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年 8月10日

安八町監査委員 清 伸二  
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

平成30年6月12日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年6月16日に利用した結から大垣までのタクシー代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年6月16日に使用したタクシーチケット  
(結→大垣)

2. 平成30年1月25日付 安総第324号 情報公開決定通知書

3. 平成30年5月4日付け 安総第110号 情報公開請求却下通知書

さらに、平成30年7月20日付で本件に係る追加証拠書類(事実証明)として、次の書類が提出された。

①平成30年7月13日付 安総第379号 情報公開請求却下通知書

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年6月25日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断[法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、請求の趣旨にて、平成29年6月16日に利用した結から大垣までのタクシー代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを主張している。

その理由として、監査請求人は平成30年3月6日付で情報公開請求を行った。

その請求に係る情報の内容は、平成29年6月16日の結から大垣までのタクシー使用が公務であったことを証する一切の書面であったが、該当する行政情報は存在しないとして情報公開請求の却下通知書が送付された。

これを受け、請求人は、上記のタクシー利用が公務に付随して利用されたことが証されないのであれば、安八町に損害が発生したとして、その損害を補填せよと主張している。

以上より、住民監査請求の要件を満たしていると判断したことから監査を実施することとした。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年7月6日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、7月3日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

## 2 監査の実施

### (1) 監査対象事項

法第242条第4項の規定に基づき、本件請求に係る公金の支出について平成30年6月29日に監査を実施した。

### (2) 監査対象課

総務課を監査対象課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

### 1 タクシーチケットについて

タクシーチケットの使用等に関する規則等特段の定めはない。

タクシーチケットは町長が所持している。

タクシー業者から毎月送付される当該月分のタクシーチケット利用分の請求書に基づいて、総務課担当が支出命令書を作成し、総務課で決裁後、会計室に送付され、支出される。

タクシーチケットに関して、規則等特段の定めはないが、地方財政法第4条第1項にて「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度を超えて、これを支出してはならない」と規定されていることに鑑み、その利用にあたって、判断基準を明確に持つ必要がある。

### 2 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

総務課で管理している町長の公務予定等を記載する平成29年版 安八町日誌にて、平成29年6月16日の予定について確認したところ、本件請求の対象となると考えられる行事等の記載はなかった。

そのため、町長と関係職員と思われる者に直接確認をしたところ、証言から以下のことを確認した。

(1) 平成29年6月16日、町長と平成28年度入庁職員で大垣市内の飲食店において意見交換会を行った。

(2) この会合は、町長が入庁した若手職員に対して自身の町政に対する思いを直接伝えるとともに、職員から率直な意見を聞くことを目的としたものであった。

(3) この会合の日程調整等は、町長及び平成28年度入庁職員間で口頭及び電話連絡等をもって行われており、案内文書は出されていなかった。

(4) 本件請求は、その会に向かうために利用したタクシー代であった。

(5) 会合に係る会費については、出席者各自が支出をしており、町の負担はな

かった。

## 第6 判断にあたっての関係法令等について

### 1 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない旨が規定されている。

### 2 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

### 3 町長の権限及び職務について

町長は、地方公務員法第3条第3項第1号の規定による特別職であり、一般の職員とは違い、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての規定はない。

町長の権限及び職務については、法第147条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。」、法第148条で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」と規定されており、その権限と職務は相当広範囲にわたるものである。

町長の行為が公務であるか否かについては、最高裁平成元年9月5日判決、最高裁平成18年12月1日判決から、以下の基準に従って判断すべきである。

- (1) 町長の行為が、特定の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において具体的な目的をもってされるものであれば、許される。
- (2) 上記(1)に該当しない場合であっても、①普通地方公共団体の住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該地方公共団体の事務に含まれるものとして許容される。

## 第7 監査の結論

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、本件会合について検討した。地方公共団体の首長である町長の職務遂行は一般職とは違い、勤務時間の概念がなく、土日休日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範であり、文書として案内がされるものもあれば、町長に直接口頭や電話等で出席依頼がされる場合もある。

上記「第5 事実関係の確認」の「2 監査対象事項について」で述べたように、本件会合は、まちづくりの知見を深めることを目的として、地方公共団体の首長である町長と若手職員の率直な意見交換の場及びまちづくりの将来像に対する基本構想を直接伝える場として設けられたものであることから、その必要性が認められるものである。

また、本件会合の開催を勤務時間中に実施した場合、当該職員に係る業務の支障となることから、やむを得ず職務時間外の実施となった。

以上の理由から、この会合は公務として認められると判断した。

しかしながら、公金の支出に疑義を持たれることも考えられることから、既に平成30年6月29日の時点で、一般会計から支出したタクシー代（平成29年6月16日利用分）1,790円が一般会計へ補填され、かつ、同日にこれをもって、平成29年度の支出命令の取り消しがなされている。

つまり、本請求で請求人が主張している請求内容については、違法若しくは不当な公金の支出が監査実施日において存在しない。

よって、安八町が損害を被ったとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

## 第8 監査委員の意見

地方公共団体の首長である町長の職務は広範で多岐にわたるため、公務か否かの判断をする際は、その内容について個別的に検討するべきである。

それゆえ、公務を証する書面等がないことから、ただちにそれが公務ではないとは言えない。

しかしながら、住民から不要な疑義を持たれることがないよう、タクシーチケットの使用の仕方及び支出の在り方等について検証し、このような疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に使用・対応をすべきである。